

2講座
で学ぶ日韓国際相続
[民法編・相続税法編]

講師紹介

しんぱく のぶあき
親泊 伸明 氏 日本経営ウィル税理士法人 顧問
税理士・社会保険労務士・一級建築士・行政書士

昭和31年、大阪府出身。昭和52年、菱村総合税務会計事務所に入社。平成14年、税理士法人関西合同事務所(現日本経営ウィル税理士法人)を設立し代表社員に就任。その後税理士法人日本経営と合併し、日本経営ウィル税理士法人の代表社員に就任。令和元年12月、同法人顧問に就任。税理士、一級建築士、社会保険労働士、行政書士の資格を有する。【著書】「経営者と不動産オーナーのための 信託・相続」

講座内容

【第1講座】日韓国際相続「民法編」～たった2時間で日韓の民法の違いと事例を公開！～

在日韓国人の相続は、原則として「韓国民法」が適用されるため、韓国民法に沿った手続きが必要となります。そのため、日韓の民法の違いを理解していないと「相続人の確定ができない!」「法定相続人・法定相続分が違う!」など思わぬリスクが発生する可能性があります。そこで第1講座では、日韓民法の違いや相続人確定のための戸籍制度などの事例をわかりやすくお話をさせていただきます。

【1】日韓相続について

- ・在日韓国人の人数推移は?
- ・日韓国際相続業務とは?

【2】韓国戸籍制度について

- ・韓国戸籍制度の変化と注意点
- ・相続人の確定方法
- ・よくある戸籍問題と事例
- ・韓国の姓と本貫

【3】日韓の民法の違いについて

- ・在日韓国人の場合、どちらの法律が適用されるのか
- ・法定相続人・法定相続分の違いによるリスク
- ・どちらの法律を適用するのが有利?

【第2講座】日韓国際相続「相続税法編」～たった2時間で日韓の相続税法の違いと事例を公開！～

日本と韓国の両国の財産を所有している方々の相続が発生すると、両国で相続税の課税を受ける場合があります。日本と韓国の相続税法は、課税方式・申告期限・課税対象など様々な相違点があります。また、被相続人が日本居住者の場合、韓国の相続税申告が難しくさらに相続税の負担が大きくなる可能性もあります。そこで第2講座では、日韓相続税法の違いと簡単な対策などの事例をわかりやすくお話をさせていただきます。

【1】日韓の相続税法の違いについて

- ・日本と韓国の課税方式の違いは?
- ・相続税の申告・納付期限の違いは?
- ・両国へ相続税の申告が必要?

【3】韓国の相続税計算について

- ・韓国相続税計算の流れ
- ・韓国財産が多いと損?
- ・相続控除は適用されるのか?

【2】二重課税調整について

- ・二重課税を排除することができるのか
- ・為替相場によるリスク

【4】相続税シミュレーション

- ・財産の分け方による相続税への影響

■開催日(収録日) | [第1講座]2021年6月25日(金) / 14:00~16:00 (受付開始は30分前です)

[第2講座]2021年7月21日(水) / 14:00~16:00 (受付開始は30分前です)

■受講料 | 各講座20,000円(資料代・税込み) ▶ 全2講座一括お申し込みの方は5,000円引きの **35,000円**(資料代・税込み)

■受講形態・定員 | TAP高田馬場会場受講・先着30名 / オンライン(録画)受講・定員制限なし

■オンライン申込期限 | 2022年1月23日(日)23:59まで ■オンライン視聴期限 | 2022年1月27日(木)18:00まで

会員割引

- ※1 無料:東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用、TAPオンラインセミナー会員
- ※2 20%off: TAP実務家クラブ会員 ※TAP実務セミナー利用券は1講座1枚必要です ※オンライン受講の場合、会場受講は50%off
- ※3 40%off:事業承継スペシャリスト・マイスター認定者(一般社団法人事業承継検定協会主催)

FAX:03-3208-6255



セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。 TAP実務セミナー または

2021.6.25(金)7.21(水) 講師:親泊 伸明 氏

2講座で学ぶ 日韓国際相続[民法編・相続税法編]

| | | | |
|--|---|-----------|---------------------------|
| ご記入月日 | 年 月 日 | | |
| 受講形態 | <input type="checkbox"/> TAP高田馬場会場受講 <input type="checkbox"/> オンライン(録画)受講 | | |
| ふりがな | ----- | | |
| 事務所名 または会社名 | | | |
| 事業所または 会社所在地 ご住所 | 〒 | TEL | ※携帯電話など必ず連絡がつく番号をご記入ください。 |
| | | FAX | |
| ふりがな | ----- | | |
| 参加者名 | E-mail ※オンライン(録画)受講の方は必ずご記入ください。 | | |
| 業種 | | | |
| 認定区分 | AFP・CFP [®] 番号() ※お持ちの方はご記入ください。 | | |
| 参加講座 | <input type="checkbox"/> 全2講座 <input type="checkbox"/> [第1講座]6月25日(金)のみ <input type="checkbox"/> [第2講座]7月21日(水)のみ | | |
| <input type="checkbox"/> TAP実務家クラブ会員 <input type="checkbox"/> 定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> TAPチケット10 <input type="checkbox"/> TAPオンラインセミナー会員 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券 <input type="checkbox"/> 事業承継スペシャリスト・マイスター認定者 <input type="checkbox"/> 一般 | | | |
| TAP実務セミナー利用券を使用の方は必ずご記入ください。 ※1講座あたり1枚必要となります。 | | | |
| 利用券番号() | | 会員様ご氏名() | |

<オンライン(録画)受講>

[配信開始日]

収録日(開催日)の3営業日以内に配信を開始する予定です。

[ご視聴期間]

2022年1月27日(木)18:00までとなります。

※配信期間中は何度でもご視聴いただけます。

※動画のご視聴にはインターネット回線が必要となります。

※「視聴専用URL」はお申込みの際にご連絡いただいたメールアドレスにお送りしますので必ずご記載ください。

※配信期間中のお申込みも承ります。視聴専用URLにつきましては、お申込後3営業日以内にお送りいたします。

なお、お申込みのタイミングによってはご視聴期間が短くなる場合がございますので予めご了承ください。

※お申込み期限は2022年1月23日(日)23:59までとなります。

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

TAP 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
TEL.0120-02-8822/FAX.03-3208-6255

<https://tap-seminar.jp> seminar@t-ap.jp

<会場受講の方> TAP高田馬場

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

西武新宿線 高田馬場駅(戸山口)より徒歩3分

東京メトロ東西線 高田馬場駅(3番出口)より徒歩6分

